

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 8 日

郡山市長 殿

提出者

住 所 郡山市香久池1丁目20-27

氏 名 株式会社H&Sプランニング
代表取締役 鎌田 仁

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 024-954-9176

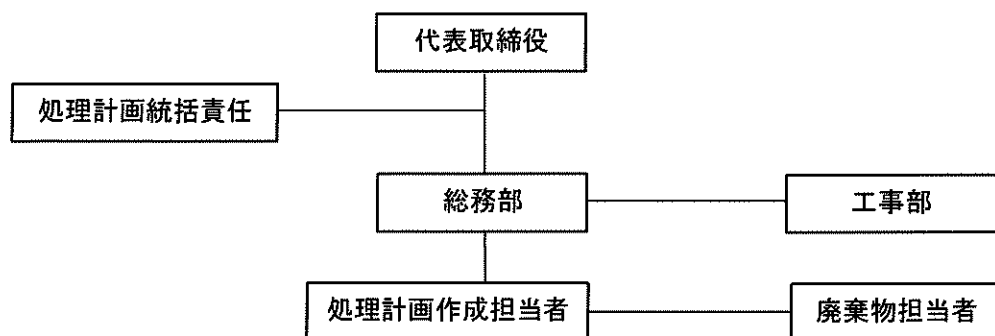
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社H&Sプランニング
事業場の所在地	郡山市香久池1丁目20-27
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0796 はつり・解体工事業
② 事業の規模	320,000,000円
③ 従業員数	20人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙②の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙②の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物は可能な限り分別を行う
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物は可能な限り分別を行い処理する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って業者に委託し、処理後に廃棄物の処理状況の確認を行う		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の方法を維持する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の一連の処理の工程

木くず	再生処理業者に委託して、燃料用として再資源化
	再生処理業者に委託して、ボード用として再資源化
廃プラスチック類	再生処理業者に委託して、再生燃料として再資源化
	再生処理業者に委託して、燃料用として再資源化
	再生処理業者に委託して、セメント原料として再資源化
	再生処理業者に委託して、再生材料として再資源化
	再生処理業者に委託して、プラスチックの原料として再資源化
	再生処理業者に委託して、RPFとして再資源化
紙くず	再生処理業者に委託して、燃料用として再資源化
	再生処理業者に委託して、セメント原料として再資源化
	再生処理業者に委託して、古紙原料として再資源化
	再生処理業者に委託して、RPFとして再資源化
繊維くず	再生処理業者に委託して、燃料用として再資源化
	再生処理業者に委託して、セメント原料として再資源化
金属くず	再生処理業者に委託して、製鉄原料として再資源化
	再生処理業者に委託して、非鉄原料として再資源化
がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず	再生処理業者に委託して、再生路盤材等として再資源化
	再資源業者に委託して、再生骨材として再資源化
	再資源業者に委託して、グラスウールとして再資源化
がれき類	再資源業者に委託して、再生骨材として再資源化
石膏ボード	再生処理業者に委託して、セメント原料として再資源化
コンクリートがら	再資源業者に委託して、再生骨材として再資源化
ガラスくず	再資源業者に委託して、ガラス原料として再資源化

現状	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項												
	前年度（令和7年度）実績												
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	木くず	アスファルトがら	がれき類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	廃石膏ボード	金属くず	紙くず 繊維くず	管理型	安定型	建設混合 廃棄物
	排出量(t)	4757.87t	733.22t	99.63t	465.50t	56.86t	61.44t	188.37t	0.990t	47.3t	52.710t	28.50t	115.79t
これまでに実施した取組													
過去の受注実績を基に、産業廃棄物の種類ごとの排出量を予測する。再資源化を促進している業者を選定する。													
計画	目標												
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	木くず	アスファルトがら	がれき類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	廃石膏ボード	金属くず	紙くず 繊維くず	管理型	安定型	建設混合 廃棄物
	排出量(t)	5000t	800t	100t	500t	60t	70t	200t	10t	50t	60t	30t	120t
	今後実施するための目標 建設混合廃棄物のより細やかな分別に努める。												

現状	産業廃棄物処理委託に関する事項												
	前年度（令和7年度）実績												
	産業廃棄物の種類	コンクリート がら	木くず	アスファルト がら	がれき類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート 及び陶磁器くず	廃石膏ボード	金属くず	紙くず 繊維くず	管理型	安定型	建設混合 廃棄物
	全処理委託量(t)	4757.87t	733.22t	99.63t	465.50t	56.86t	61.44t	188.37t	0.990t	47.3t	52.71t	28.50t	115.79t
		国民生活保護受給者への処理委託費											
		衛生利用区域への処理委託費	4757.87t	733.22t	99.63t	56.86t	61.44t	188.37t	0.990t	47.3t	52.71t	28.50t	115.79t
		建設利用区域への処理委託費											
		特定期間営業休止の期間費を行う業者 への処理委託費											
これまでに実施した取組													
委託基準に従って中間処理業者に委託し、処理後に廃棄物の処理状況を確認し的確に管理する。													

目標													
計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	木くず	アスファルトがら	がれき類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	廃石膏ボード	金属くず	紙くず 繊維くず	管理型	安定型	建設混合 廃棄物
	全処理委託量(t)	5000t	800t	100t	500t	60t	70t	200t	10t	50t	60t	30t	120t
	係員委託処理業者への処理委託量												
	再生利用業者への処理委託量	5000t	800t	100t	500t	60t	70t	200t	10t	50t	60t	30t	120t
	委託処理業者への処理委託量												
	認定処理業者以外への処理委託量												
今後実施するための取組													
これまでに実施した取組を継続し、的確に管理する。産業廃棄物処理業者を選定する際には、再生利用業者から行うことを推進する。													

これまでに実施した取組を継続し、的確に管理する。産業廃棄物処理業者を選定する際には、再生利用者から行うことを推進する。